

水道第3供給点の必要性は 重要な施設と考える



鈴木 一夫 議員



Q 町民の安全安心の面からも水道水の安定供給は必要不可欠です。八ヶ谷配水場、草木配水場も阿久比川の西側に設置されています。今回は板山地区へ設置が計画されています。以下5点を伺う。

①第3供給点の必要性と経緯。②事業の概要及び事業年度。③本事業の減価償却の見込みは。④今後の水道料金への影響の有無。⑤東部地区、特に萩地区の水圧不足は解消されるのか。



A ①既存の八ヶ谷配水場と草木配水場が町西部地区に位置することから、適正な給水体制の確立と東部地区の人口増加に対応するため、第3供給点が必要となるものです。

②配水池容量は全体で2,500^{立方メートル}、自然流下方式で東部地区に給水する計画です。事業年度は本年度から平成25年度の5カ年計画です。
③約1,350万円の増加見込みで、供用開始後の平成26年度から減価償却を開始します。
④長期的には収益が改善されるため影響は軽微だと考えます。
⑤本年度に東部地区全体の既設管路への影響を調査し、十分な水圧が得られない地域について必要な措置を検討します。

裁判員制度について

相談窓口は設置しない



Q 裁判員制度は裁判手続き自体を国民にとって身近なものとし、司法への信頼が向上することを期待し、本年5月21日よりスタートしました。住民にとってより身近な制度で関心が高まればとの思いで以下2点を伺う。

①町民に届いた裁判所からの通知の件での相談窓口があるか。
②本町の職員が裁判員に選ばれた場合は、どのように対応するか。



A ①裁判員に選任された方には、裁判所から調査票が送付されます。裁判員になることができない事由の有無などを伺いするためのものです。
これに対するご質問等に応えるため、裁判所は、コールセンターを設けて対応していますので、役場では相談窓口を設けていませんが、ご質問があればお答えします。
②役場職員が選任された場合は、特別休暇で対応します。

まちづくりの基本理念は

道づくりから



Q 第4次総合計画が平成22年度に終了し23年度より第5次総合計画がスタートします。特に私は八

ード面について以下7点について伺う。
①全体的な考え方は。
②駅前周辺の考え方は。
③役場周辺の考え方は。
④都計道路7路線の考え方は。
⑤南部・東部の基盤整備の考え方は。
⑥工業団地の確保・企業誘致の進捗状況は。
⑦市街化地域の拡大の必要性について。



A ①自然と都市型の利便性を兼ね備えた、バランスのとれたまちづくり。
②利用者により便利な駅前整備・駐車場の整備。
③市街化編入を進める。
④まちづくりは道づくり。関係機関と連携・協力して道路整備を進める。
⑤早期着工に努力する。
⑥既存工業団地では、工場・社屋も完成し順調に操業。基盤整備事業に絡めて工業用地を確保したい。
⑦連続性がなく点在しており、問題点・課題として十分認識している。



役場庁舎南側